

部活動の活動方針

下野市立南河内第二中学校

学校 の 教 育 目 標	<p>【学校教育目標】</p> <p>1 自ら考え学ぶ生徒（確かな学力） 2 思いやりのある生徒（豊かな人間性） 3 体力と気力をきたえる生徒（健康・体力）</p> <p>知・徳・体の調和のとれた教育で「生きる力」を育成</p> <p>【学校教育目標と部活動との関連、教育的意義】</p> <p>(1) 共通の活動に興味・関心をもつ生徒が、より高い水準の技能を追究する過程で、望ましい人間関係を醸成するとともに、生涯教育の基礎を築き個性の伸長を図る。</p> <p>(2) 個々の生徒の能力や適性に合った活動を行い、顧問の直接指導を原則としながらも、生徒の主体的活動を援助し、学校生活や中学校卒業後に生きる部活動指導を心がける。</p>
部 活 動 の 基 本 方 針	<p>【学校の部活動に係る活動方針】</p> <p>1 指導と体制</p> <p>①活動計画・実施報告書の作成</p> <p>顧問は、年間の活動計画を部活動係に提出する。また前月の実績報告書と次月の活動計画を作成し、毎月の最終日までに係に提出する。</p> <p>②活動時間・休養日・長期休業中の活動等</p> <p>○平日2時間程度（水曜日は休養日）※準備や片付けの時間は含まない。</p> <p>○休日3時間程度（準備や片付け除く）</p> <p>○休養日は週当たり2日以上（平日1日、週末1日以上）</p> <p>○長期休業中も、平常時と同様に休養日を設けるとともに長期休養期間（オフシーズン）を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休業中—学校閉庁日期間を含む7日間・冬季休業中—学校閉庁日の6日間・学年末・学年始休業中—3日間 <p>○大会やコンクール前に基準通りに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保する。</p> <p>○練習試合等で基準の活動時間を超える場合には、1日のうちに休養期間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。</p> <p>③出場する大会やコンクール等</p> <p>中体連や中文連、県体協、市町体協主催大会の他、「年10回程度」とし、校長は、参加する大会やコンクール等を精査する。</p>

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

- ①野球部（男女）②サッカー部（男女）③ソフトテニス部（男）
- ④ソフトテニス部（女）⑤剣道部（男女）⑥卓球部（男女）
- ⑦バドミントン部（女）⑧バレーボール部（女）⑨バスケットボール部（男）
- ⑩バスケットボール部（女）⑪吹奏楽部（男女）⑫美術部（男女）

(2) 年間完全下校時刻

月	終了時刻	完全下校時刻	月	終了時刻	完全下校時刻
4	17:45	18:00	10	17:15	17:30
5	17:45	18:00	11	17:00	17:15
6	17:45	18:00	12	17:00	17:15
7	17:45	18:00	1	17:00	17:15
8	別途計画による		2前	17:15	17:30
9	17:45	18:00	2後	17:30	17:45
			3	17:45	18:00

※家庭確認期間中、教育相談期間中は変更あり。

3 指導者の心得

- (1) 部活動指導は、生徒の中学校生活での人間的成長に大きな役割を果たしていることを自覚すること。
- (2) 部活動全体計画で生徒に関わることや具体目標（指導方針）達成に向けて活動心得を部員に周知徹底させる。
- (3) 顧問は活動場所に行き、積極的に指導にあたる。また、保護者送迎で大会等に出る場合には、必ず人数確認を行って解散するまで責任をもつこと。
- (4) 活動には生徒の話し合い活動も取り入れるとともに、より良い人間関係の育成や心情面の醸成を図る指導をする。
- (5) 熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。また、暑さ指数が31℃以上（気温35℃以上）の場合は、活動を原則として行わない。
- (6) 顧問は部活動終了時刻・片付け・施錠・下校確認を行う。（休日は門扉も確認する。）
- (7) 顧問が二人以上いる場合は、話し合いの上、指導負担が偏らないように分担する。
- (8) 使用した入り口は使用している部の顧問が施錠する。また、部室棟のトイレの電気は外で活動する部が消灯する。
- (9) 校庭・体育館・武道場、その他で活動時間や場所が重複する場合は（特に休日）は、事前に話し合いの上決定する。
- (10) 毎週土日の活動予定を職員室黒板に記入する。
- (11) 部室・活動場所・用具および鍵の管理は、安全な活動になるように、顧問が責任をもって行う。特に、早朝や土日などの練習の時、部室の鍵は各顧問が直接生徒に渡せるように努力すること。
- (12) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、係に提出する。
- (13) 顧問は活動中の「ヒヤリハット」事案を部活動係に提出する。

4 新たな部活動の設置と改廃について

(1) 新たな部活動の設置については、以下の条件を満たした場合、校長は、必要に応じて学校運営協議会、PTA の意見を参考に検討を行い、判断する。

- ① 一つの部活動に対し、複数の部活動顧問の配置が可能であること。
- ② 正式入部の時点で、競技として成立する部員数が確保されていること。(大会に出場する文化部についても同様とする)
- ③ 下記の部活動の改廃要件に当てはまらないこと。
- ④ 活動場所が確保され、運営に必要な施設や用具が整っていること。

(2) 現在設置されている部活動で、以下のいずれかの状況が生じた場合は、校長は、改廃の対象として、必要に応じて学校運営協議会、PTA の意見を参考に検討を行い、判断する。

- ① 1年生、2年生を合わせて、公式戦に出場するための人数を満たさず、翌年の新1年生の入部において、3学年の合計人数が公式戦に出場するために必要な人数を満たさない場合。

公式戦の正規の出場人数

サッカー	11人	バレーボール	6人
野球	9人	剣道	5人
ソフトテニス	6人	バスケットボール	5人
卓球	6人	バドミントン	5人

- ② 文化部については、1年生、2年生を合わせて、部活動としての適正人数が満たされておらず、翌年の1年生の入部後も、それが解消されていないと校長が判断した場合。

適正人数の目安

吹奏楽	8人	美術部	6人
-----	----	-----	----

- ③ 部活動顧問及び部活動補助員、部活動指導員の配置が困難で、生徒の安全を確保することが難しいと判断した場合。